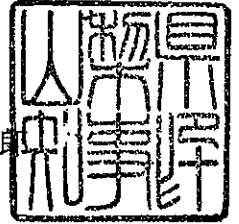


第8号様式（第8条関係）

世富第1630号
令和4年1月12日

国土交通省 中部地方整備局
富士砂防事務所長 藤平 大 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



「浅間沢遊砂地工（富士山火山噴火緊急減災対策事業）」
に係る景観配慮書に対する意見について（送付）

令和3年11月24日付けで送付があった景観配慮書に対する、山梨県世界遺産、富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例第8条第1項の規定による意見は、別紙のとおりです。

〒400-8501
甲府市丸の内1丁目6-1
山梨県観光文化部
世界遺産富士山課富士山保全企画担当
TEL 055-223-1330

「浅間沢遊砂地工（富士山火山噴火緊急減災対策事業）」に係る
景観配慮書に対する意見について

1 対象事業

- (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称：国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所
代表者の氏名：所長 藤平 大
主たる事務所の所在地：静岡県富士宮市三園平1100
- (2) 対象事業の名称
浅間沢遊砂地工（富士山火山噴火緊急減災対策事業）
- (3) 対象事業の種類
ダム（河川法第三条第二項のダムを除く）
- (4) 対象事業の規模
事業区域の面積 88,000㎡
整備対象土砂量 51,400㎥
堰堤高さ（最大） 10.5m
- (5) 対象事業の実施に係る区域の位置
富士吉田市字上吉田地先

2 意見

(1) 全般的事項

予定する事業は、自然公園法など各種法令に基づく届出等が必要であるため、法令を所管する機関と十分に協議を行い、法令の規定、通知等に基づき風景の保護上適切な配慮を行ってください。

(2) 主な個別的事項

構造物表面に使用する化粧ブロックについて、顔料や周辺の岩石を破砕して混ぜる等により、周囲の地表面の色彩に馴染むようにすること。

3 告知

景観配慮書の記載事項について補足又は追加の説明を希望する場合は、この意見書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に山梨県知事に対し、景観配慮書の記載事項について説明する機会を与えるよう請求することができます。この場合の請求は、説明機会付与請求書（山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する書類の様式等を定める要領第3号様式）により行ってください。